

本市の対応方針

政府は8月17日に大阪府に発令している「緊急事態宣言」を9月12日まで延長することを決定しました。

これに伴い、大阪府は本部会議を開催し、「緊急事態措置」(8月20日～9月12日まで)を実施することとなりました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

緊急事態措置に基づく要請

※大阪府の資料2-1.2-2参照

区域 大阪府全域

期間 緊急事態措置を実施すべき期間 8月20日～9月12日

ただし感染拡大の状況に応じて要請内容を判断

本市では、「緊急事態宣言」を受け、外出自粛要請を市民に周知する。

- 【周知方法】・ 防災行政無線、ヤフー防災アプリ、市ホームページ、市SNS等での周知
- ・ 災害対策車や青パト等で周知看板貼り付けの上巡回(音声無)
 - ・ 公園等の集団利用自粛要請の為の啓発看板の設置など

1. 市民への呼びかけ (特措法第45条第1項に基づく)

- ・ 不要不急の外出※は自粛すること。混雑した場所への外出は半減すること
※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
※特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 重症化リスクが高い40代・50代は、特に感染防止対策を徹底すること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること
※どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。
- ・ 要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと
- ・ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・ パラリンピックは自宅で応援すること

★大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

○学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること

- ・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合)
- ・多人数が接触する活動及び前後の会食
- ・旅行(合宿を含む)や自宅、友人宅での飲み会

○授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること

○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

★経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

○在宅勤務(テレワーク)、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること

○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する
取組みを強力に推進すること

○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと

○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること

○屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯を行うこと

○業種別ガイドラインを遵守すること

2. イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む) (特措法第24条第9項に基づく)

●主催者に対し、以下の開催制限を要請

【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※2

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供(利用者による持込みを含む)又はカラオケ設備の提供はしないこと。

(イベントを開催する場合の要請内容)

- ◆ 業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

3. 施設について(市有施設を含む)

★飲食等店への要請 (特措法第45条第2項に基づく)

施設の種類の	内 訳	要請内容
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) 【結婚式場】 ※2	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又は カラオケ設備提供をする場合
		酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又は カラオケ設備提供をしない場合

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持ち込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

※2 できるだけ短時間(1.5時間以内)、なるべく少人数(参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう)で開催すること(法に基づかない働きかけ)

【営業にあたっての要請事項】 ※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ)
 (特措法第45条第2項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底

★飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

施設の種類の	内 訳	要請内容(1000㎡超の施設)
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	【営業時間】 20時まで(法第24条第9項) 【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施(法第45条第2項) ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ)
	百貨店の地下の食品売り場	○ 通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること(法第24条第9項) ○ 入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ)
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	【営業時間】 20時まで(法第24条第9項) 【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施(法第24条第9項)
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

※1000㎡以下の施設は、営業時間短縮(20時まで)、入場整理等の協力を依頼(法に基づかない働きかけ)

施設の種類の	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館※1、演芸場	【人数上限・収容率】 上限5000人 かつ収容率50%以内
遊興施設	ライブハウス※2	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	【営業時間】 ・イベント： 21時まで ・イベント以外(※4)： 20時まで 【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動・遊技施設	※3 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

※1：映画館の通常営業については、21時まで

※2：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請(飲食営業は20時まで等)

※3：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーはイベント以外に該当

※4：1000㎡以下の施設は働きかけ

★本市公共施設では

・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。

・収容率を50%以内とする。

(9月1日から12日については、8月20日までにチケット販売済みのイベント、予約済みの施設については、この限りでない)

・公共施設の開館時間を20時までとする。ただし、イベントの開催については21時までとする。

※予約状況や準備の関係で、整い次第の対応となります。

※開館後、新型コロナウイルス対策の理由で、利用者からの申し出で施設利用をキャンセルした場合、その利用料については還付する。未徴収の場合は、徴収しない。

キャンセル料が発生する場合は、相当額については、市が負担。

指定管理者に委託している場合は、市が指定管理者に補填。

※休館中に得られたはずの利用料金（入館料等）相当額は市が負担。

・福祉センターおよび地域福祉センターなどの開館時間を20時までとし、諸施設の制限は次のとおりとする。

●福祉センター錦溪苑の対応

健康増進機能は利用可能（お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど）

娯楽機能は停止（クラブ活動、娯楽室（カラオケ）、休憩室、囲碁、将棋、ビリヤードなど）

●地域福祉センター（あやたホール・くすのかホール）の対応

健康増進機能は利用可能（お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど）

娯楽機能は停止（娯楽室（カラオケ）、囲碁、将棋など）

●障がい者福祉センター（あかみね）の対応

クラブ、教室などの停止

●小山田コミュニティセンター（あやたホール）及び清見台コミュニティセンター（くすのかホール）の対応

娯楽室、カラオケ設備の停止

●日野コミュニティセンター（みのでホール）の対応

カラオケ設備の停止

●その他の施設

交流スペースや娯楽スペースなどの閉鎖

・学校開放事業の対応

市立小中学校の利用は、感染防止策の徹底を促し、開放する。（20時まで）

・市が管理する道路・公園等における注意喚起等について

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。

4. 市立学校の対応について

市立学校における教育活動等については次のとおりとする。

〈授業について〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・感染リスクの高い活動は実施しない

〈修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事(9/1出発分〜)〉

- ・原則延期する

〈部活動について(8月20日以降)〉

- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体距離を確保するよう指導
- ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底
- ・府内外を問わず、合宿や他校との練習試合(合同練習を含む)は実施しない

5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

今一度事業の必要性を再考し、中止や延期を検討すること。また、やむを得ず実施する場合は感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)を徹底すること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話やFAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークや在宅勤務により、出勤者数を抑制すること。
出勤者数削減の実施状況を公表し、取組みを促進する
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある職員、妊娠している職員、同居家族に該当者がいる職員について、テレワークや時差出勤等の配慮を行う。
- ・計画的な年次休暇の取得を行うこと。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、19時(9月からは20時)以降の勤務を抑制すること。

7. 職員への周知について

- ・不要不急の外出は自粛すること
- ・不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・出勤前の検温の徹底
- ・マスクの徹底
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離(1～2m)をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長